作成日:2016/06/28

コーポレートガバナンス体制図

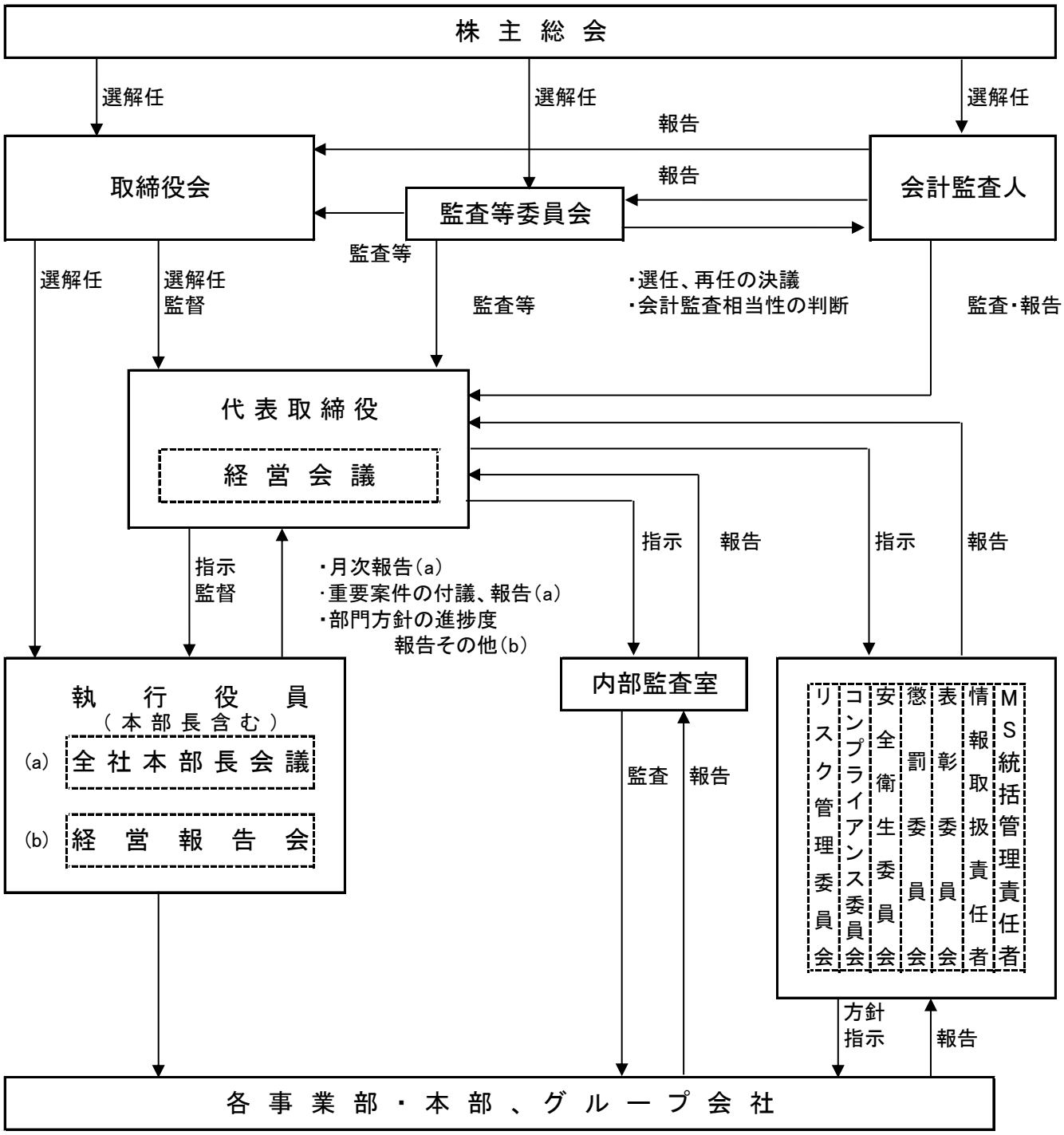

1 コンプライアンス委員会のコンプライアンス担当役員を責任者とした内部通報制度を設け、不正防止、情報の収集を図る。

2 各会議体及び委員会の組織・目的・役割は別に定める。

3 懲罰委員会は必要に応じ組織化するものとする。

4 情報取扱責任者における「会社情報の適時開示に係る社内体制」及びMS統括責任者における「MS(ISO)維持管理体制」は別に定める。